

- ◎新潟県訓令第6号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新 潟 県 議 会 議 長 佐 藤 純
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 八 木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 振興局事業所 地域振興局の内部組織で一の事業場を構成するもの（地域振興局企画振興部 <u>（企画振興部を置かない地域振興局にあつては、地域整備部）</u>を含むものに限る。）をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者には、<u>総務部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(局総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 局総括安全衛生管理者には、<u>地域振興局企画振興部長（企画振興部を置かない地域振興局にあつては、地域整備部長）</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(健康管理責任者)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 振興局事業所 地域振興局の内部組織で一の事業場を構成するもの（地域振興局企画振興部を含むものに限る。）をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者には、<u>総務管理部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(局総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 局総括安全衛生管理者には、<u>地域振興局企画振興部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(健康管理責任者)</p> <p>第5条 (略)</p>

2 健康管理責任者には、総務部人事課長の職にある者をもつて充てる。

3 (略)

(施設管理責任者)

第6条 (略)

2 施設管理責任者には、総務部管財課長の職にある者をもつて充てる。

3 (略)

(会議)

第18条 (略)

2 中央安全衛生委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第19条 中央安全衛生委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(衛生委員会)

第21条 (略)

2 (略)

3 衛生委員会は次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は、別表第3に定めるところによる。

(1) 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者（振興局事業所にあつては、局総括安全衛生管理者）

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

6 第17条から前条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、第17条第1項及び第2項並びに前3条の規定中「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、第17条第1項中「前条第1項第1号」とあるのは「第21条第3項第1号」と、第19条中「総務部人事課」とあるのは「当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第3 (第21条関係)

衛生委員会設置事業所

設置事業所	委員数
(略)	
振興局事業所	7人以上 11人以下
常時100人以上の職員を有する地域事業所	7人以上 11人以下
(略)	

2 健康管理責任者には、総務管理部人事課長の職にある者をもつて充てる。

3 (略)

(施設管理責任者)

第6条 (略)

2 施設管理責任者には、総務管理部管財課長の職にある者をもつて充てる。

3 (略)

(会議)

第18条 (略)

2 中央安全衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第19条 中央安全衛生委員会の庶務は、総務管理部人事課において行う。

(衛生委員会)

第21条 (略)

2 (略)

3 衛生委員会は次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は、別表第3に定めるところによる。

(1) 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者（振興局事業所にあつては、地域振興局企画振興部長の職にある安全衛生管理者）

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

6 第17条から前条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、第17条第1項及び第2項並びに前3条の規定中「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、第17条第1項中「前条第1項第1号」とあるのは「第21条第3項第1号」と、第19条中「総務管理部人事課」とあるのは「当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第3 (第21条関係)

衛生委員会設置事業所

設置事業所	委員数
(略)	
振興局事業所	11人
常時100人以上の職員を有する地域事業所	11人
(略)	